

確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示案・  
建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

氏名：小田 圭吾 オダ ケイゴ

住所：神奈川県横浜市港北区篠原東3-15-26

所属：(社)東京建築士会 法規委員会 委員長

電話番号：BMS株式会社 03-5280-7968

電子メールアドレス：[oda@bms-inc.jp](mailto:oda@bms-inc.jp)

(対象部分：確認審査等に関する指針告示案)

第5項の第3号の「軽微な不備」を「不備」に緩和し、「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」や「確認審査報告書」の特定行政庁への報告を不要とするなどの措置は評価できるが、補正は「容易に推測されるもの」から「合理的に推測されるものに限る」と「限る」が限定的に感じます。

「されるものをいう」程度で、事例を多く示し、実態的に問題の無いもの容認し、形式にとらわれることなく更なる緩和していくべきと思います。

第5項第4号の「確認審査を行っている期間中において」「申請書等の差替え又は訂正は認めない」という記載で、現在は差し重ねを実施していますが、審査終了後は、構造計算書も含めて見づらくなります。

したがって、「なお、審査終了後は不要な申請書等の削除は適宜行うこと。」等の追記が望まれます。

東京建築士会としては「意見の相違による修正・訂正」を求めている意味合いは、審査側と意見の相違により合意して訂正することはありうることです。真実は1つで訂正などありえないという考え方は如何でしょうか。どちらも正論であることもありますので、こういうものも合理的推測に含めるなどの例示も必要と思います。

したがって今回ご提示の告示修正案で言えば、審査終了後の削除による訂正は認めるという上記のような形態が望ましいと思料致します。

(対象部分：建築基準法施行規則の一部を改正する省令案)

構造計算概要書に関しては、建築東京士会としては削除を求めてはならず、削除するとしても構造計算方針などの記載は構造計算書に残すべきと思います。

規則に規定されている設備関係の構造詳細図は20件にも及び、現状では審査省略されているものも多いと感じます。今回の案では一部の省略案ですがまだまだ必要と感じます。

東京建築士会としては「建築士はガス燃焼機、設備機器、発電機、受電設備等の機械の設計はしていないので機械関係に関しては認定制度等をメーカーとの間で策定すべきであり、その図面の添付や審査は不要とするべき。」との意見を提出しており、ガス事業法や電気事業法など他の行政の関与するものも含めてさらに緩和すべきと考えます。

その際、設備機械に関しては建築基準法等の規定に適合していることの認定制度などを利用して、設計者が機械を選定するなどの制度等を合わせて実施して簡素化すべと考えます。

第3条の2の「軽微な変更」の定義緩和は「適合することが明らかなもの」で評価できます。余力の多いものなど計画変更とならず迅速化に貢献すると思います。審査時のばらつきをなくするため、事例等を例示することによって浸透させて頂きたいと思います。